

別紙 4

| | | | |
|------|---|---|---|
| 報告番号 | ※ | 第 | 号 |
|------|---|---|---|

主 論 文 の 要 旨

論文題目 会計利益観と認識・測定論の関連性に関する研究

—会計制度の漸進的変化の過程—

氏 名 首 藤 洋 志

論 文 内 容 の 要 旨

本論文では会計利益観（資産負債観・収益費用観）と会計の体系（公正価値会計・歴史的
原価会計）における評価・測定基準（公正価値・歴史的な原価）との関連性に焦点をあてる。
一般に、会計利益観は、狭義の意味でそれを財務諸表構成要素の定義のみに作用するとみる
捉え方（本論文では「独立説」）と、広義の意味で財務諸表構成要素の定義のみでなく評価・
測定基準にも作用するとみる捉え方（本論文では「結合説」）の 2 つの論理的含意を有して
いる。

本論文の目的は、(米国) 財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB)
が、はじめて会計利益観を定義した FASB 討議資料「財務会計及び財務報告のための概念
フレームワークに関する論点の分析：財務諸表の構成要素とその測定」（以下、「1976 年討
議資料」）を手がかりに、会計利益観と評価・測定基準の関連性が、漸進的な変化を遂げた
過程を明らかにすることである。つまり、FASB や国際会計基準審議会 (International
Accounting Standards Board: IASB)（2001 年に国際会計基準委員会 (International Accounting
Standards Committee: IASC) から改組。）(以下、「両審議会」) によるおよそ 30 年の議論の過
程を経て、「独立説」に代えて「結合説」が志向されるようになった後、2008 年の世界金融
危機を契機に「新独立説」へと漸進的な変化を遂げたことを指摘する。なぜなら、会計利益
観と評価・測定基準の関連性は、矛盾や曖昧性が残されたままであり、1976 年以降 40 年余
りに及ぶ期間において、政治経済環境や経済危機との関わりの中、会計理論の再構築がい
かにして進められてきたのかを解明する上で重要だからである。とりわけ、2008 年以降に
想定されるようになった「新独立説」の解明は、今後のコンバージェンスや会計理論構築を
展望するために重要であるが、先行研究においては当該事実が見逃されてきた。

本論文の構成は次の通りである。

第 1 章では、問題の所在を示し、本論文の立場、目的及び意図を明確にしたうえで、本

論文の構成を整理する。

第2章では、資産負債観と収益費用観の概念及び共通点・相違点を整理したうえで、会計利益観と評価・測定基準の関連性並びにその変容過程を探る。つまり、「1976年討議資料」における混合測定属性モデルを前提とした「独立説」から一転して、1970年代後半以降における新自由主義への転換が生じる中、2001年のエンロン事件を契機として2004年に発足した両審議会の概念フレームワーク改訂プロジェクト(以下、「概念FWプロジェクト」)以降、2つの会計利益観がそれぞれ特定の評価・測定基準と結合関係をもち始めたこと(「結合説」)、及び資産負債観を前提としたうえで、種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルが志向されるようになったことに言及する。さらに、2008年の世界金融危機以降は、「概念FWプロジェクト」において、単一測定属性モデルが志向されなくなったこと、及び会計利益観と評価・測定基準の結合関係が論理的に限界を迎えたことで、混合測定属性モデルへと回帰し始めたことを明らかにする。

第3章では、金融商品会計を題材に、1980年代以降における両審議会の金融商品会計基準改訂に対する取り組み(本論文では、2001年以降における両審議会の取り組みを「金融商品プロジェクト」という。)を整理する。つまり、1980年代の貯蓄貸付組合(Savings and Loan Association: S&L)危機以降、歴史的な原価会計に対する批判が集中した結果、両審議会は実務的には混合測定属性モデルを採用しながらも、会計利益観と評価・測定基準との関連性においては、資産負債観を前提に公正価値を最上位に据える単一測定属性モデル(全面公正価値会計)を志向し続けたことを指摘する。しかし、2008年世界金融危機以降は公正価値会計の限界が指摘されるようになり、歴史的な原価会計(を基底に据えた混合測定属性モデル)への回帰現象がみられるようになったことを明らかにする。さらに、IASBが2009年に公表した国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: IFRS)第9号「金融商品」(以下、「IFRS第9号」)におけるビジネスモデル概念は、経営者の意図を前提に将来キャッシュ獲得の不確実性が解消されているか否かという基準に基づいて、評価・測定基準としての歴史的な原価と公正価値の選択に主眼を置いているわけではなく、利益(キャッシュ)実現の有無を明確にすることを目的としていることを指摘する。

第4章では、収益認識会計を題材に、まず収益認識モデルの3つの理想的類型(すなわち、収益費用観・歴史的な原価会計モデル【類型I】、資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】及び資産負債観・歴史的な原価会計モデル【類型III】)を提示する。そのうえで、伝統的な収益認識モデル(【類型I】)が、2002年9月に発足した両審議会の収益認識に関する共同プロジェクト(以下、「収益認識プロジェクト」)や2004年の「概念FWプロジェクト」を経て、会計利益観や会計の体系との関連性の中で【類型II】、【類型III】の順に変容を遂げたことを指摘する。さらに、IASBが2014年に公表したIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS第15号」)が、2018年に企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan: ASBJ)が公表した企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に与えた影響、すなわち共通点及び相違点について検討する。

最後に第5章では、会計利益観と評価・測定基準を巡る諸問題について、第4章までにおいて明らかにした事柄を振り返り、本論文の学術的な貢献を示すとともに、本論文の限界に

言及する。

本論文で明らかにされた事柄を要約すると次のようになる。つまり、概念フレームワーク（第2章）、金融商品会計（第3章）及び収益認識会計（第4章）のいずれにおいても、1976年から2000年の期間においては2つの会計利益観と評価・測定基準の1対1の直接的な関係が想定されない混合測定属性モデルを前提とした「独立説」が採られていたが、2001年エンロン事件から2008年世界金融危機までの期間においては、資産負債観を基礎としたうえで、種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルを前提とした「結合説」が志向されるようになった。しかし、2008年世界金融危機以降、今日に至るまでの期間においては公正価値会計の限界が指摘されるようになり、混合測定属性モデル（歴史的原価会計）への回帰現象がみられるようになった。

2008年世界金融危機を契機にみられるようになった混合測定属性モデル（歴史的原価会計）への回帰現象の大筋は、IASBが2009年、2010年、2014年及び2018年にそれぞれ公表した「IFRS第9号」、「2010年概念フレームワーク」、「IFRS第15号」及び「2018年概念フレームワーク」においても継続されている。このことは、今日においても概念フレームワーク、金融商品会計及び収益認識会計のもとには、混合測定属性モデル（歴史的原価会計）が存在し続けていることを意味すると思われる。

最後に、2008年の世界金融危機以降にみられるようになった混合測定属性モデル（歴史的原価会計）への回帰現象について、本論文の目的に照らして説明することで、本論文の学術的な貢献を示したい。1976年当時においては、2つの会計利益観と評価・測定基準の1対1の直接的な関係は想定されておらず、資産負債観への傾斜の兆しこそあったものの、資産負債観と収益費用観はお互いに補完的な関係にあった。また、少なくとも歴史的原価や公正価値といった評価・測定基準の選択において優劣は存在せず、いずれの基準も選択されうるものであった。しかし、1970年代後期以降の新自由主義への転換が生じる中、財務報告において経済的事象（や市場の情報）を忠実に表現することこそが、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することにつながる、すなわち目的適合的であるという会計思考が強まりをみせるようになった。そのような会計思考に基づき、21世紀以降における両審議会の明確な資産負債観志向が定着する中、両審議会は「概念FWプロジェクト」において、2つの基本的な質的特性のうち、信頼性を忠実な表現に置き換えることへと結実させることで、評価・測定基準における公正価値の地位を相対的に高めたのであろう。

その後、2008年の世界金融危機を契機に公正価値会計の限界が指摘されるようになったことにより、混合測定属性モデル（歴史的原価会計）への回帰現象がみられはじめたが、「2010年概念フレームワーク」及び「2018年概念フレームワーク」において、意思決定有用性を支える2つの基本的な質的特性は、目的適合性と忠実な表現とされたままである。つまり、このことは、2008年の世界金融危機以降に想定されるようになった会計利益観と評価・測定基準の関連性が、財務諸表利用者にとって目的適合性のある情報を資産・負債の忠実な表現から利益を導出する資産負債観に求めつつも、特定の評価・測定基準（公正価値と歴史的原価）との必然的な結合関係は存在しない「新独立説」へと変容したことを意味していると思われる。

以上要するに、本論文では、これまで未解明であった会計利益観と評価・測定基準の関連性について、1976年から2000年の期間における「独立説」、2001年エンロン事件から2008年世界金融危機までの期間における「結合説」、そして2008年以降における「新独立説」の順に、新自由主義への転換や、S&L危機、エンロン事件、世界金融危機などを経て、漸進的な変化を遂げてきたということが明らかにされた。

しかし同時に、本論文において言及できなかった、もしくは解決できなかった問題点が今後の課題として残されている。第2章で明らかにした「独立説」及び「結合説」、すなわち、定義と評価・測定基準との関連性については、おそらく異なる解釈も存在すると考えられるが、本論文においては言及することができなかった。第3章では、「IFRS第9号」に焦点を当てたため、FASBやASBJの金融商品会計基準と「IFRS第9号」との共通点や相違点については詳細に検討することができなかった。また、日本の金融商品会計基準は今後「IFRS第9号」とのコンバージェンスを目的として改訂作業が進められる可能性があるため、日本の金融商品会計基準の行く末については今後の課題として残されている。第4章では、収益認識に関して、認識と測定に焦点をあてたため、定義や開示等の論点については十分に検討できなかった。また、新たな収益認識モデルのもとでの履行義務の充足要件において、従来の工事進行基準がどのように適用されるべきかについても検討を行うことができなかった。

最後に第5章で指摘した「新独立説」については、おそらく異なる解釈も存在するが、本論文では言及することができなかった。本論文では、概念フレームワーク、金融商品会計及び収益認識会計を題材として取り扱ってきた。しかし、本論文で取り上げたのは、認識及び測定のみであり、伝達（開示）については議論することができなかった。したがって、かかる論点の検討は、将来の検討課題として残されていると思われる。